

議事録一五号

契約書

三朝町旭養業協同組合は、次の通り契約を締結するものとする。

昭和三十三年三月十一日 提出 三朝町長 坂 出 雅 雅

昭和三十三年三月十一日 議決 三朝町長 坂 出 雅 雅

契約書

東伯郡三朝町支甲とし東伯郡三朝町旭養業協同組合ととし左の通り契約する。

一、甲所有の末尾誠哉の建物は、その申請日より何時でも乙に対し無償転下を行うものとする。

但し、申請は契約の日より十年以内に行うものとする。

二、右建物の維持管理は乙が行い、移転手続を行う迄の右建物に附し生じた一切の負担は乙が負う。

三、所有権移転に要する手続費用一切は乙の負担とする。

右の通り三朝町合併の際の覚書に基づいて契約する。



昭和三十三年三月十一日

